

# 北海道行政書士会

## 札幌支部 支部だより

コスモスサプリ

無料  
相談日

毎月 第3水曜

要予約

011-271-0773

2019

No.

154

Autumn

秋

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより

### 神社 スナップ

今号は札幌支部内の神社の写真です。  
どこの地域の神社が分かりますか？

(答えは12ページ)



さっぴよんです！暑い夏も終わってこれから寒くなってきますね。  
季節の変わり目は身体の調子も崩しやすいです。  
皆さん、体調には気を付けてくださいね！



## もくじ

contents

行政書士のためのメンタルヘルス	2
研修報告・新監事あいさつ	3
読書教育に絵本がー役	4
広報月間のお知らせ	5
消費税率改正に伴う行政書士への影響	6
特定処遇改善加算、三支部報告	7

行政書士とLGBT	8
先生、新入会員のときどうしてました？	9
ちょこっと情報	10
コラム、網紀法務部、 新春セミナー・交礼会	11
事務局からのお知らせ / 編集後記	12

## 行政書士のためのメンタルヘルス

私たち行政書士は、多くが個人開業であり、さまざまなことを一人もしくは少人数で完結させることが多いと思います。しかしその一方で、一人であるがゆえに、そして守秘義務という縛りがあるがゆえに、困りごとや悩み事などを一人で抱え込みがちになってしまうという面も否めません。

そんな行政書士のメンタルヘルスについて「最高の『考え方』：『自分が好きになる』心理アプローチ大全」の著者で全国の企業・団体でメンタルヘルス研修を展開する心理カウンセラーの神田裕子さんに寄稿していただきました。

メンタルヘルスについてお話する前に、ひとつ心理テストにチャレンジしてみましょう。

次の超能力をプレゼントすると言われたら、あなたはどれが欲しいですか？

- ①透明人間になる能力    ②テレポーテーション(瞬間移動)  
③透視能力                    ④未来予知能力            ⑤念力

の5つです。あなたはどれを選びましたか？

これは「欲しい」能力を問われていることから、転じて「現在欠けている能力」を表しています。

①の透明人間になる能力があれば、誰からも見られずにしたことができます。まるで芸能人のように周囲からの期待やプレッシャーを感じているかもしれません。

②はまさにドラえものの「どこでもドア」。行きたいところへすぐに到着できるのってらくちん。それはあなたの体力が落ちている証拠でもあります。個人事業主はすぐに健康診断を怠るので気をつけましょう。

③の透視能力は何かを“見透かす”ことがテーマ、つまり相手の心を理解したいという「人間関係の悩み」を指しています。

④はどうでしょう、未来を予測できればガンガン儲けることができます。これは経済的な問題や収入をもっと増やしたいという願望を表しています。

最後に⑤の念力は集中してものを動かす力ですから、最近その能力が衰えてきていないかを確認しましょう。

実はこの選択肢のうち、行政書士に特に関わりがあるのが1番目の透明人間です。

行政書士は個人事業主の形態が多いと推察します。

そうなると収入を増やすために少し無理をして仕事を引き受けることがあるでしょう。納期は迫っているけれど仕事は終わらないとなると逃げ出したくなります。さらに人間関係の得手・不得手が影響します。コミュニケーションが得意な人なら締め切りを延ばして欲しいと頼むこともできるでしょう。

しかし連絡・相談が苦手な人の場合、困っていることをお客様や上司・先輩に打ち明けられずストレスが増大していきます。メンタルヘルスの鍵は自分の思考・行動パターンにあります。

次の4種類の思考・行動パターンに陥らないようにすることで心の病は予防できるのです。

一つは「完璧主義」。これはすべてを把握していない

と気が済まない、満足するまでやり切らない自分や他者を許せないタイプです。完璧なんてあり得ないのに、それを望むため自分のエネルギーが少しずつ枯渇していきます。誰かに頼る、つまり手伝って欲しいとお願いすることが必要であること、どこまで完成度に対して妥協できるのかを自分に問うてみましょう。

次に「依存性が高い」タイプです。周囲に期待しても実現できない場合に誰かのせいにする言動が多いのです。相手はそうとしかできないのですから、自分側が接し方や言葉がけを変えるしかないのです。

三つ目は「対人過敏」と言って、周りからどう見られているのかが気になるタイプです。プライドが高く負けを認めたくないため、批判されないよう周囲に気を遣います。以前このタイプの人で、締め切り間際になっても仕事が仕上がらなかったため失踪するという事件もありました。

最後に「自己否定」的な思考タイプです。容姿、能力など他人よりも劣っていると思い込んでいます。取引先の業種によっては言い方のきついクレームもあるでしょう。ちょっとした失敗や強く叱られただけでも「この仕事は自分に向いていない」と決めつけて廃業することもあります。周囲の期待から生まれた「自分はこうあらねばならない」という理想像と比べて勝手に自信を無くすことのないよう気をつけましょう。

このようにネガティブな影響を与えやすい思考に共通するのは「執着」です。あなた自身が何かしらのこだわりを捨てきれずに、自分を縛っています。

ではどうするとその状態から解放されるのか。行政書士は「守秘義務」のある仕事です。家族や友人にも顧客について語ることは許されません。それなら同じ守秘義務のあるカウンセリングを受けるのも方法の一つです。またはクライアントが特定されない案件であれば、仲間に打ち明けることも良いでしょう。

つまり一人で抱え込まずに「話す」ことが大切なのです。仲間づくりには勇気も必要です。研修会に出席して隣に座った人と名刺交換をするだけでもご縁が広がるかもしれません。

メンタルを強くするためには、普段から自分の思考・行動傾向を客観的に分析しておくこと、そしてトラブルを招いた言動は繰り返さないこと！それがあなたを豊かで幸せな人生へ導いてくれます。

## 研修実施報告 実務専門講座「入管業務実践力養成講座」

### 令和元年8月9日（金）「入管業務の基礎」

今年度最初の札幌支部実務専門講座として「入管業務実践力養成講座」が開催されました。

初回は「入管業務の基礎」と題して成田眞利子会員に講師を務めていただきました。

入管法の改正や時代の要請を受けた当該業務に対する人気の高さから、他支部からの参加も含め69名が出席されました。

今回の研修では入管業務の手順や実務的な記載方法についての解説、指導のみではなく、業務経験の豊富な講師から経験に基づいた、他では聞くことのできない生のお話が聞けたことが一番勉強になったのではないかと思います。

入管業務は取扱いが難しい側面が多い業務とされています。

思い入れを入れずに事実を正確に把握し客観的な書類を作成することが求められます。しかし、依頼者の要請に応え、道のりを共に歩み、その結果として許可が下りたときの喜び、やりがいについてのお話が講師から語られた際に、入管業務の魅力について多くの受講者が思いを新たにされたのではないのでしょうか。

今回の研修では要所で質疑応答を入れる形を取りましたが、質問希望者が多く、非常に闊達で有意義な時間となりました。講師ご自身が今までに迷ったり悩んだりした箇所だからこそ、質問者の気持ちに沿った回答をしていただけていると感じて、大変ありがたく思いました。



講師の成田会員(左)、河野会員(右)



8月9日「入管業務の基礎」



8月30日「就労系在留資格」

### 令和元年8月30日（金）「就労系在留資格」

「入管業務実践力養成講座」の第2回目は、河野雄介会員を講師に迎え「就労系在留資格」に関する研修を実施しました。

就労系の在留資格は、私たち行政書士が入管業務で最も関わる部分になることから、前回は越える77名の受講者にご出席いただくことができました。

今回の研修では、講師より設問があり、受講者同士で相談し考える時間が設けられました。単純に書類作成や必要書類の案内の講義ではなく、入管業務を行う上での進め方や外国人に対応する上で、必要となる考え方が学べるものでした。また、主要な在留資格のポイントや高度専門職、特定活動、今年4月の入管法改正により新設された特定技能についてなど、幅広い分野で講義いただきました。

入管法や入管業務については新しい情報が法務省や出入国在留管理庁から日々出ており、実務を行う上でホームページ等での情報収集やその内容を理解することが重要になることを受講者はあらためて確認し、今後の実務に向けて知識としても心構えとしても活かすことのできる講座内容でした。

## 監事就任のあいさつ



### 監事 住友秀紀

みなさんもお経験があることと思いますが、お客さんとこんなやり取りをすることが時々あります。「行政書士さん？ ああ、登記をやる仕事ですね」－「いえ、それは司法書士です。行政書士の主な仕事は許認可申請です」－「はあ、そうですか？？」。

考えてみれば、お客さんにとって、行政書士と司法書士の職域なんて、どうでもいいことですね。お客さんにとっては、今必要としていることを解決してくれる存在であれば誰でもいいのです。

一方で、我々行政書士の組織では、職域を守ることや拡充することが重要なテーマとなる場面がしばしばあります。私は、そのような議論に接する度に、それは市民のニーズにかなっているかということが気になります。行政書士としてお客さんの役に立っているか（こんなことは当たり前のことですが）、私はこの問いかけをいつも頭の中心に置くよう心がけねばと思っています。

さて、この度、監事の職を拝命いたしました。私のようなことを言うヤカラは、組織にとっていささか扱いにくい存在ではないかと思うのですが、たまには組織の動きを斜めから見ることも必要ではないかと思ってお引き受けした次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 読書教育に 絵本が一役

札幌支部は今年3月、札幌市立中央幼稚園に「絵本」を寄贈しました。贈呈式でお会いした園長の瀬戸富美子先生から園の様子を伺うとともに、「札幌市 学校教育の重点」のひとつに「読書」が掲げられていると知りました。絵本・紙芝居・児童書など子ども向けの図書は個性満載。今回は札幌市内のちょっと珍しい図書館を訪問。ほかにも素敵な図書館は沢山ありますので、皆さん是非、利用してはいかがでしょうか。まずは、贈呈式の様子から。

### 園児集合！！絵本に歓声

今年3月14日、札幌支部は支部に一番近い札幌市立中央幼稚園に絵本を寄贈。贈呈式では体育館に集合した園児たちが見守る中、酒匂桂子支部長が園長の瀬戸富美子先生に絵本が渡すと、小さな手をパチパチとさせた大きな拍手がわいた。

初めての試みだったが、絵本の選定は園にお任せ。先生方は各年齢にあった絵本やそろそろ交換したい本を選んだそう。動物の絵本、お話の絵本など多彩。演台に置かれた絵本に早速手を触れる園児たち。その光景にこちらも嬉しくなる。

体育館の横隅には「本のコーナー」が。しっかりと読み込まれた本が並んでいた。私たちが贈った絵本もきっとこんな風に読まれることだろう。

社会貢献というのは大袈裟だが、小さな一歩になればいい。



### 「福祉的図書館」って？ ～すべての子どもに…。ふきのとう文庫～

「布の本」をご存知だろうか？ふきのとう文庫の代名詞であるこれは、紙をフェルト素材のページに換え、カラフルでポップな仕上がりになっている。手や肌に優しい絵本だが乳幼児向というだけではない。創設者の小林静江氏は、目や手足の不自由な子どもたちが隔てなく「絵本」にまさに触れてもらいたいとの思いから、試行錯誤を重ね作品を完成させた。同様に、「拡大写本」は弱者が読みやすいように、文字と絵を大きくしたものだ。

小林さんらは45年前、札幌から全国の障がい児者へ、本の郵送貸出を開始。「図書郵送の無料化を求める国会請願」は、議員たちの支持を得、第3種郵便料金の据置、身体障害者への書籍小包半額を実現させた。

現在の図書館は中央区のビルやマンションが立ち並ぶ場所にありながら、避暑地のような雰囲気を感じ出している。木をふんだんに使ったフロアーには絵本をモチーフにしたタペストリーが飾られ、子どもたちはのんびりと、大人はほっとする空間になっ

ている。父親と来館した娘さんが手作りのおまごとセットで遊ぶ姿が印象的だ。読み聞かせ・紙芝居・歌唱などを楽しむ「うたとおはなしの会」や親子で作品を手づくりする「手づくりあそび」も開催している。

代表理事の高倉嗣昌氏は「ボランティアさんたちが今も布の本や拡大写本の作成技術を伝承しています」と穏やかに話す。2階のボランティア活動室には貴重な資料や材料などが揃っていた。関心を持っていただけたら、是非ホームページにアクセスを。



高倉氏が寄贈した270坪の土地に林野庁からの補助金等で図書館を移設した



フェルトの絵本「だれのうち」、ファスナーの中には何が入っているのかな？

### 図書館法

国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする同法は、第1章総則では、その目的や奉仕性の内容、司書等について定めており、第2章公立図書館、第3章私立図書館と続く。第17条では公立図書館の利用無料、第25条では、私立図書館と教育委員会との関係、第28条では、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる旨等が定められている。（昭和25年4月30日制定）

## 札幌市で初「公立えほん図書館」～未就学児対象、絵本だけの図書館～

札幌市白石区の庁舎移転に伴い、平成28年11月複合庁舎6階に開館した「札幌市えほん図書館」は乳幼児向けの絵本(約21,000冊)、紙芝居、点字絵本、デジタル絵本などを揃えている。・声を出して読める図書館、・子ども目線の配架、・年齢別やテーマ別のブックリスト提供などを特色とし、親子が気兼ねなく安心して楽しめる。夏休みの始まりには、保護者が休みではないこともあってか、「おじいちゃん・おばあちゃんが結構来ていましたね」と館長の湯谷宣文氏は笑顔で話す。

保育の専門家ではない司書さんたちだが、図書の選別に力を注ぐだけでなく、読書に親しんでもらうため、季節にちなんだ飾りつけや読み聞かせのプログラムを考案する。訪問時は海の絵本展コーナーが設置され、奥の部屋では秋に向けての「ハロウィン」の飾りを作成中だった。年齢別おはなし会や絵本にちなんだワークショップ、デジタル絵本づくりなど

毎月イベントが沢山あり、子どもだけでなく大人にも好評だ。

読書推進プログラム『めざせ！えほんマイスター』もそのひとつ。絵本を1,000冊読んだ子に与えられる称号で、100冊読むごとに記録シートを提出すると、冊数に応じてバッジがもらえる特典がある。1,500名ほどの子どもが登録し、既に130名ほどのマイスターが誕生しているそう。

子ども用トイレ、授乳室なども設置され、地下鉄直結なので、アクセスも便利。親子連れで訪れてみてはどうでしょう。



子ども目線で取り出しやすい本棚



恐竜の絵本も人気のコーナー

## 広報月間のお知らせ

交通安全

### 交通安全運動に参加しませんか？

交通安全

昨年・一昨年と広報月間の社会貢献活動として札幌支部前の歩道で行なった、「交通安全の旗振り」を今年も行います。日時は10月22日(火)。(急な変更がある場合もあります)

当日は「たすき」をかけ、「黄色い旗」を振りながら、交通安全の一助となれるよう働きかけます。

支部会員なら、どなたでも参加できます。趣旨に賛同いただける方、お時間の都合がつかない方は是非支部にお集まりください。

これを機に改めて、安全運転を心掛けたいものです。詳細は後日ホームページ(10月上旬予定)にて掲載しますので、ご確認ください。

### 「いきいき健康・福祉フェア」、アクセスサッポロに来場ください

いきいき健康・福祉フェア2019が今年もアクセスサッポロ(白石区流通センター)にて開催されます。

札幌支部では毎年、一般社団法人北海道成年後見支援センターと共同し、「相談ブース」を開設しています。今年のメインテーマは「だれもが輝く社会を目指して」。10月18日(金)～20日(日)、10時～16時まで、健康に関するブース開設や災害に関する

展示などが予定されています。

支部では20日(日曜)、13時30分から札幌法務局人権擁護部と共同でパフォーマンス、14時より会場ステージにて「生活密着クイズ」を行います。お近くの会員の方はご家族・ご近所さんをお誘いの上、是非お立ち寄りください。詳細は同送の「チラシ」をご覧ください。

### 【ラジオでCMLします】

昨年に引き続き、広報月間にちなみ、10月19日～10月28日まで、行政書士の仕事をPRするためのラジオコマーシャルを放送予定です。チャンネルを

是非そちらに合わせ、聞いてみてください。詳細は10月上旬にホームページに掲載しますので、ご覧ください。



## どうなる？消費税率改正

令和元年10月から始まる消費税率の改正とそれに伴って導入される経過措置や制度の、ちょっと気になる部分について考えてみました。

### 令和元年10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

札幌支部理事 横内 哲也

#### 「10月1日以降は、すべての取引が税率10%になるのか…？」

どうやらそういうワケでもないようです。

令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

#### Q&A

**Q**：経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

**A**：経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。  
※令和元年9月末日に、すべての取引先の検針を行うことは現実的に不可能

【平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置 平成30年10月国税庁リーフレットより引用】

#### ・旧税率（8%）が適用される具体例

##### ①旅客運賃等

令和元年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、令和元年10月1日の前日までの間に領収しているもの

##### ②電気料金等

継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの

##### ③請負工事等（建設工事やソフトウェアの開発など）

平成31年4月1日の前日までの間に締結した工事に係る請負契約等に基づき、令和元年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合

##### ④資産の貸付け（不動産の賃貸借契約やコピー機のリース契約など）

平成31年4月1日の前日までの間に締結した資産の貸付

けに係る契約に基づき、令和元年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件を満たす場合に限り）における、令和元年10月1日以後に行う資産の貸付け

他にも、予約販売に係る書籍等、特定新聞、通信販売など、旧税率（8%）が適用されるものがあります。経過措置について、さらに詳しく知りたい方は、国税庁ホームページに掲載されている「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

※出典：

国税庁ホームページ パンフレット・手引き内…消費税率等の引上げについて（平成31年（2019年）10月1日～）

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#s-link3>

### どうなるの？「インボイス制度」～2023年10月から導入開始～

札幌支部理事 吉田 充

2019年10月1日からの消費税率改正及び軽減税率の導入に加え、2023年10月から「インボイス制度（適格請求書等保存様式）」という制度が導入されることになっています。あまり聞いたことのない制度ですが、この制度は消費税の免税事業者にとって少なからぬ影響がある制度といわれています。

#### ・「インボイス制度（適格請求書等保存様式）」とは？

「インボイス」とは、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書等のことです。

そして「インボイス制度」とは、ちょっと乱暴ですが

簡単に言ってしまうと、消費税の仕入税額控除が適用されるのは、インボイスに記載された消費税額のみになるということです。

「だったらインボイスを発行すればいいじゃないか？」と思われるかもしれませんが、インボイスには事業者登

録番号の記載が義務付けられており、それを発行できるのは、「適格請求書発行事業者として登録した事業者」のみとされています。

そして適格請求書発行事業者として登録できるのは、課税事業者のみとされています。

つまり、免税事業者（課税売上が1,000万円以下の会社、又は個人事業主）は、現状のままではインボイスを発行できないのです。

#### ・インボイス制度はどんな影響があるのか？

この制度が導入されると、事業者は免税事業者から仕入れを行った場合、その仕入れに対しては消費税の仕入税額控除ができなくなります。

事業者側としては、その分だけ税負担が増えることになってしまいます。

そのため、事業者側は免税事業者と取引しなくなる可能性が出てきます（適格請求書発行事業者として登録した事業者はHP等で公開される予定なので事前に選択が可能）。

免税事業者側も、インボイスを発行するには適格請求書発行事業者としての登録を要するため、課税事業者になる必要があります。税法上は免税事業者であっても、課税事業者になって消費税を納税する義務が生じてくることになります。

また、上記の事業者側の事情から、免税事業者に対して値下げの打診をしてくる可能性もあり、免税事業者はそれに対応しなければならなくなることも考えられます。

#### ・インボイス制度の経過措置とは？

インボイス制度導入後、すぐに免税事業者からの仕入が仕入税額控除の対象にならなくなるわけではないようです。

経過措置により、インボイスではない請求書等であっても

・2023年10月～2026年9月までは80%

・2026年10月～2029年9月までは50%

は、仕入税額控除をしても良いということになってます。

しかし、2029年10月以降は、インボイスではない請求書等では一切の税額控除を受けられないこととなります。

#### ・免税事業者はどうすべきか？

免税事業者が取り得る措置としては、現状では

・免税事業者のままでいる（インボイスを発行しない）

・課税事業者になる（適格請求書発行事業者として登録する）の2択しかありません。

例えば、顧客が個人客中心であったり、免税事業者が多かったりする場合は、免税事業者のままでいるという選択も考えられるかもしれません。

しかし、顧客が法人で課税事業者が多い場合は、そういうわけにもいかなくなるでしょう。

軽減税率やインボイス制度の導入を定めた平成28年度税制改正大綱では「導入後3年以内を目途に検証し、必要な時は法制上の措置その他必要な措置を講ずる（平成28年度税制改正大綱62頁「四 消費課税」の1、(7)、②の大意を要約）」とされています。

このインボイス制度については、今後も行政の動きを注視していく必要がありそうです。



## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算～令和元(2019)年10月1日から適用～

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることになりました。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行うことになりました。

### ご注意

介護保険法が適用される介護事業者の特定処遇改善加算の届出は、社会保険労務士の独占業務となっております。障害者総合支援法が適用される障害福祉サービス事業者や児童福祉法が適用される障害児支援事業者の特定処遇改善加算の届出については、行政書士が行うことができます。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行うこととされ、2019年10月の消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設されることになりました。

なお、障害者総合支援法が適用される障害福祉サービス事業者や児童福祉法が適用される障害児支援事業者の特定処遇改善加算の届出については、厚生労働省通知（障障発0517第1号令和元年5月17日）及び2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&Aの内容をご確認ください。



## 三支部合同研修会が開催されました

令和元年9月7日（土）、小樽港湾センターにおいて旭川小樽札幌三支部合同研修会が開催され、43名が参加しました。

この研修は、毎年旭川支部、小樽支部、札幌支部が持ち回りで幹事となり、研修と懇親会を通じて研鑽を積み三支部の交流を深める目的で行われている行事で、今年

度は小樽支部が幹事支部となって開催されました。

今年度の研修は「小樽運河今昔物語…雑感」と題して、元小樽市経済部主幹で現在は大朗物産有限会社の代表取締役を務めておられる本田博一氏による講演が行われました。

研修会後は、場所を小樽倉庫No.1に移して懇親会が開催され、和やかに交流を深めました。



## LGBT ～多様性に触れて思うこと～

### 「知る」ことで起きた心の変化

札幌支部理事 吉田 充

実際にLGBT…いわゆる性的マイノリティと言われる人が存在することは知っていましたし、私自身の周辺にもそういう人がいなかったわけではないので、自分ではわりとニュートラルな、中庸的な感覚でその存在を捉えていると思っていました。

しかし実際は違ったようで、顔や態度では平静を装っているようでどこかで一歩引いているというか、何となく一線を画しているようだということを人から指摘されて気づいたのが、2年ほど前のことです。

そんな中、札幌支部でLGBTに関連する研修が行われました。

私自身は当日の研修担当理事としての参加でしたが、その講義の中で「LGBTの割合は、血液型AB型の人や左利きの人割合より多い」という統計的な事実を知ったり、TVや雑誌で見る著名人が実はそうであったりということを知り、若干驚きに似たものを感じつつも、その一方で「LGBTの存在は自然なこと」と捉えている…というか、改めてそう「捉え直している」自分がそこにいました。

とは言え、そうした研修を受けたくらいで何かが変わる、とは思っていませんでした。

そんな中、最近のことですが、私のお客様の中にLGBTの方がいるのを知りました。

お客様の方から「実は私、そうなんです…」みたいなこと

を言われたんです。

おそらく、これまでの私だったら平静を装いつつもどこかで微妙に態度や表情に一線を画している雰囲気が表れていたと思うのですが、このときはちょっと違ったんです。

そのことを知った後も自然に、知る前と何ら変わることなく接することができていたのです（お客様から「変わりませぬね」と指摘されました）。

このときに思ったんです。確かにLGBTという存在は、知らなければどこか異質な感じを持つのかもかもしれません。

しかし研修参加後、とても表層的なことかもしれませんが、LGBTについて多少なりとも「知る」ことができたことで、私自身の心に変化が訪れたのです。

本当にわずかな変化かも知れませんが。

しかしその変化は、誰にでも訪れるものだと思います。

LGBTという、その存在やそのアウトラインを「知る」ことで、その存在を「普通のこと」として捉えることができるようになるのではないかと「知る」ことで変化が起きる人が他にもいるのではないかとしたら、会の研修としてLGBTを取り上げたことは、意義のあることではなかったのか、と今は強く思うのです。

(※本稿後段のエピソードは、当事者の許可を得たうえで執筆しています。)

### LGBTに関連する活動を通じて

札幌支部理事 高橋 花

平成29年6月、札幌市にパートナーシップ宣誓制度（性的マイノリティの二人がお互いをパートナーとして市長に宣誓することにより、宣誓書の写しの交付を受けられる制度）が導入される時期に、パートナーシップ宣誓制度に関するセミナーに参加したのがきっかけで、LGBTに関連する活動を少しずつ行うようになりました。

活動といっても大きなことをしているわけではなく、LGBTに関するセミナーや勉強会に参加したり、パレードに参加したり、できることを少しずつ行っています。

最初は「パートナーシップ宣誓制度というものがあるのが札幌市で導入されるのか…」といった程度の思いでしたが、セミナーに参加してお話を伺ったら、「好きな人がいても結婚できないなんて…」「相続などで問題は起きないのだろうか。」といった疑問が生じ、行政書士として何かできるかもしれないと思ったのが活動を始めるきっかけでした。

それからLGBTに関する講演会に参加したり、仲間とセミナーや勉強会を開催するといった活動をしていく中で、当事者の方を含め色々な方のお話を伺い、私達が当たり前に行っている又は行っている様々なことが、社会の制度や慣習により、できないことがたくさんあるということがわかりました。

例えば、トランスジェンダーと一言で言っても、性別適合手術を受け戸籍の性別の取扱いを変更している方、性別適合手術は受けずホルモン治療のみを行っている方、ホルモン治療もしていないけれど、心と体の性が一致しない方など、本当に様々なそれぞれ悩みも異なることがわかりました。

普段生活している中で目にする多くの書類には男性か女性かにチェックを入れる項目がありますが、性別の確認は本当に必要なのかなと思ったりもしました。

トランスジェンダーの方で性別適合手術を受けていない方からは、温泉や銭湯に入れない、手術を受けたいけれど手術費が高額、長期間の休みがとれない、国内で診てもらえる病院が少ないといった話もありました。

性別を変える手術は言うまでもなく大変な手術で、術後も

しばらく安静にする必要があります。

介護職など体を使う仕事の方は手術をしたくても長期間の休みが取れず、術後、安静に過ごすことができないため、手術を受けられないという声もありました。

現在、日本では戸籍の性別の取扱いを変更する場合、性別適合手術を受けることが要件の一つとされています。

トランスジェンダーの方全員が手術を望んでいるわけではなく、また、手術にはリスクを伴うことから、そう簡単に手術に踏み切れるわけではありません。

また、多くの企業は結婚やお子さんが産まれた時のお祝い金、配偶者が亡くなった時の休暇の取得といった制度がありますが、法律婚が認められていない性的マイノリティ同士のカップルは、そういった企業の制度を利用することもできません（大手企業や外資系企業などでは既にこういった問題に取り組み、性的マイノリティ同士のカップルでも社内の制度を利用できる企業もあります）。

昨年、札幌で行われたサッポロレインボープライドというパレードに初めて参加しました。

当事者もそうでない人も年代も性別も関係なく参加したみんながとっても楽しそうにしているのを見て、LGBTという言葉も使う必要がない、側にいるのが当たり前になる世の中になればいいなと思いました。

平成29年10月からは札幌市LGBTフレンドリー指標制度（LGBTに関する取組みを行っている企業がその取組みの概要を記載した申請書を札幌市に提出し、取組みの内容に応じて評価を受け、LGBTフレンドリー企業としての登録証を受け取れる制度）が導入されました。

興味のある方は検討してみてもいかがでしょうか？



さっぽろレインボープライド2018



## 取材

## 先生、新入会員のときどうしてました？

今を活躍されている行政書士である先生に新入会員の頃はどのような営業活動をされていたかインタビューしてきました。



## A会員（平成19年開業）

Q：開業1年目はどのような営業活動をされていましたか？

A：開業時に前職で知り合った企業先に挨拶をしに行ったり、あっちこちの異業種交流会や行政書士会の任意会に参加して名刺交換をしました。あとはダイレクトメールやファックスで営業をかけた、郵便局に相続関係のパンフレットを置いてもらいました。また事務所のホームページを作成しました。

Q：様々な方法を試していますね。その中で効果があったものはなんですか？

A：セミナーや異業種交流会で他士業とつながることでその後仕事を紹介していただくことはありました。あと1年目はホームページから入ってくる仕事が多かったです。当時はあまりホームページを作っている行政書士が少なかったというのもあると思います。それからホームページは検索されそうなキーワードを自分なりに考えながらSEO対策してホームページを作成しました。

Q：逆に無駄だったなと思うことはなんですか？

A：ダメだったなと思うことはダイレクトメールやファックスでの営業です。どうやって住所を調べた等のクレ

ームの電話が入ることはあっても仕事にはなかなかつながらなかったです。置いてもらったパンフレットも反響がなかった記憶があります。紙ものはほとんど失敗してますね。事務所名入りのカレンダーもあまり効果がなかったです。大型のものは使用してもらえないことも多かったです。

Q：現在も続けている営業方法はありますか？

A：回数は減りましたが業務に関係ありそうなセミナーに参加してます。ホームページも更新してますが、今はホームページからの仕事より他士業からの紹介が多くなっています。

Q：新入会員や業歴の浅い先生に向けて何かアドバイスをください。

A：私の場合はダイレクトメールは仕事につながりませんが、効果があったという人もいます。忍耐強く続けることが大切ですが、人によって効果がある営業方法は変わるので様々な営業方法を試してダメだったら方法を変えるなど臨機応変にしたほうが良いと思います。

## B会員（平成26年開業）

Q：開業1年目はどのような営業活動をされていましたか？

A：最初はどうやっていけばわからなかったので行政書士の先輩から話を聞いて、とにかく多くの人と会って名刺交換していました。また開業した際に知り合いの他士業の先生にご挨拶にいきました。他にも飲食業をやっている知り合いが多かったのもそちらにもご挨拶に伺いました。もともと持っている伝手も利用しとにかくいろんな所に飛び込んでいきました。人とたくさんお会いして信頼関係を結ぶことが大切だと思っています。

Q：効果のほどはいかかでしたか？

A：すぐには効果がでませんでした数年経ってから効果が出てきています。私は他の仕事をしつつ行政書士をやっているのですが、開業1年目はあまり行政書士の仕事はありませんでした。しかし、定期的に人とお会いすることを続けることで信頼関係がだんだんときあがり行政書士としての仕事が増えています。

Q：営業活動をしているとたくさんの方とお会いすることになります。注意することなどありますか？

A：いろいろな人がいますので、自分の目でしっかりと人とな

りを判断して付き合う人を選んだほうが良いと思います。

Q：インターネットを利用した営業活動の方が即効性がありそうに思えるのですがそういった営業はされなかったのですか？

A：人そのものを好きになってもらって信用してこの人ならって思ってくれないと仕事はこないと私は思っているので直接お会いする方法を重視しています。事務所のホームページも持ってないです。

Q：初めての仕事はどのように獲得しましたか？

A：知り合いの他士業の先生からいただきました。離婚に関する仕事です。今でも離婚関係の仕事は継続的に入ってきています。

Q：新入会員に向けて行政書士を続ける上でなにかアドバイスなどください。

A：最初のうちから1年後でも3年後でもなにか目標を持っておくことが大事だと思っています。すぐに結果につながらないことも多いと思いますが、営業でもなんでも忍耐強く続けることが大切だと思います。

## インタビューを終えて

力を入れる営業方法はそれぞれですが、両先生の話をお聞きしていると他士業からの紹介で仕事につながる人が多いようです。またホームページの作成も有効であるという印象を受けました。そして諦めずに忍耐強く動き続けることが大切なようです。A先生、B先生、この度は快くインタビューに応じていただきありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。



## ちょこっと情報

### 建設業法、入契法の改正～施行は公布後1年6ヶ月以内～

第198回国会において「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（令和元年法律第三十号）」が可決、成立し、令和元年6月12日に公布されました。

長時間労働の是正や現場の処遇改善を含んだ「建設業の働き方改革の促進」、工事現場の技術者に関する規制の合理化を始めとした「建設現場の生産性の向上」、経営業務管理責任者に

関する規制の合理化や事業承継の円滑化に関する仕組みを含んだ「持続可能な事業環境の確保」が主な内容となっています。

なお施行は、公布後1年6か月以内となっています。詳細は



🔍 国交省 建設業法 改正

検索

### 改正貨物自動車運送事業法の一部が令和元年11月1日から施行

平成30年12月14日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正事項のうち「規制の適正化」及び「事業者が遵守すべき事項の明確化」に関する部分が、令和元年11月1日より改正法と合わせて施行されます。

主な内容としましては、許可の欠格事由に追加された「『許可を受けようとする者と密接な関係を有する者』が5年以内に許可の取消を受けている場合」について、「密接な関係を有する者」の範囲が定められています。

また許可の審査事項について、申請前の行政処分歴を確認する期間や資金計画に係る費用を計上する期間を延長する等の拡充が行われています。

その他、事業計画の変更に関する審査や事業規模の拡大となる認可申請についても改正されています。詳細は



🔍 国交省 改正貨物事業法 規制の適正化

検索

### 動物愛護法改正～マイクロチップ装着義務化等～

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和元年6月19日に公布されました。

ブリーダーや繁殖業者等に所有者情報を記録したマイクロチップを犬猫に装着すること義務付けるほか、第一種動物取扱業の登録拒否事由の追加、動物虐待に対する罰則の引き上げ、生後56日を経過しない犬又は猫等の販売等の制限（一

部例外あり）等の改正点があります。

施行は令和2年以降令和4年までにかけて段階的に施行されます。詳細は



🔍 環境省 改正動物愛護法

検索

### 成年後見制度適正化法～「欠格条項」を廃止～

継続審議になっていた「成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が、第198回国会で可決、成立しました。

従来は成年後見制度を利用した場合、一部の資格や公務員等の地位が自動的に失われ新たに取得することも制限されていました。

この法律ではこうした「欠格条項」を廃止することで、成年被後見人及び被保護人（成年被後見人等）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されない

ようにする措置を講じています。

欠格条項を設けている士業や建設業許可等の各制度（およそ180法律程度）は、原則としてそれまでの欠格条項が削除され、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へ適正化することとしています。

\*欠格条項の削除に伴う許可申請の添付書類等の変更（「登記されていないことの証明書」の添付が不要になる等）にご留意ください。

### 民法改正（債権法改正）に伴う公証事務の取り扱いについて

「民法の一部を改正する法律」は、一部を除いて令和2年4月1日から施行されますが、改正後の民法第465条の6第1項（第465条の8第1項において準用する場合を含む。）では、事業用の融資の第三者による個人保証について、公証人があらかじめ保証人本人からその意思を確認しなければ効力を生じない規定が新設されています。

それに伴う公正証書（保証意思宣明公正証書）の作成について、令和2年3月1日から囑託することができ、公証人も令和2年3月1日から作成できるものとする通達が出されました。詳細は



🔍 債権法改正 公証事務

検索

### クルマの税金が変わります～令和元年10月1日から～

令和元年度税制改正により、自動車税や自動車取得税について、10月1日から新制度が適用されます。

新制度では、2019年10月1日以降に新規登録を受けた自家用の乗用車から、その排気量等に応じて税率が引き下げられます。

また、自動車取得税が廃止され自動車の燃費性能等に応じた環境性能割が導入されます。この環境性能割は、新車、中

古車を問わず対象になります。

他にも、環境性能割の臨時的軽減、自動車取得税のエコカー減税の見直し、グリーン化特例（軽課）の見直しも実施されます。詳細は



🔍 総務省 自動車税

検索

これに伴い自動車税等の申告書の様式も変わりますのでご注意ください。



網紀法務部

## ＝札幌支部相談窓口設置＝



業務を進める中で、依頼人との人間関係、金銭関係などトラブルが発生することが極稀にあると思います。下記に札幌支部で受けた相談事例の一部を紹介していますが、こうしたトラブルが起こる可能性は、誰にでもあるのではないのでしょうか？

そんな時は、先輩行政書士や支部役員、任意会の仲間に相談して、不安を解消されることをお勧めいたします。また、札幌支部では、こうしたトラブルの相談窓口を設置しましたので、併せてご利用ください。

### 【実際の相談事例】

- ①前金で報酬を受けたが、依頼人が希望する期間内に申請ができなかったため、報酬の返金と損害賠償請求をされて困っている。
- ②依頼を受けたが、他の依頼との兼ね合いで、どんどん時間だけが過ぎていき、どうしたらいいかわからない。
- ③遺産分割協議書の作成を依頼されたが、相続人間の争いに巻き込まれ、手に負えなくなり困っている。

- ④なにも知らず、反社会的勢力から依頼を受け、抜き差しならない状態になっている。

### 【札幌支部相談窓口のご利用方法】

まずは札幌支部（011-271-0773）にご連絡ください。その後、網紀法務部担当者より連絡を差し上げます。



## 「定額小為替」今、昔

私たち行政書士にとってはけっこう身近なものであり、多くの会員が利用したことがあるであろう定額小為替。

戸籍謄本や住民票を郵送で取り寄せるときには、必ず使いますよね。

ちょっと思いついて調べてみたのですが、定額小為替の額面が現在の12種類になってから今年で丸10年になるんですね。

現在は50円から500円までは50円刻み、その上に750円と1000円といった形で12種類の額面の小為替が発行されていますが、2009年2月までは50円、100円、200円、300円、400円、500円、1000円の7種類でした。

この定額小為替を発行してもらうときは手数料がかかるのですが、郵政民営化後のゆうちょ銀行発足までは、小為替の発行手数料は1枚につき10円でした。なので、それほど大きな負担ではなかったのですが、郵政民営化後は1枚につき100円に“値上げ”されました。

このときにちょっと困った事態が起きました。

相続手続などでは、一度に大量の戸籍謄本等を取り寄せる場合があります。

その中で、例えば除籍謄本や改製原戸籍謄本だと1通

750円。

郵政民営化以前なら500円+200円+50円+30円（3枚分の発行手数料）の780円で済んでいました。

そして額面の種類が増えている現在なら、750円の小為替と発行手数料100円を合わせて850円で済むこととなります。

しかし郵政民営化後から額面の種類が増えるまでの間（2007年10月～2009年2月）は、750円分の小為替の発行に500円+200円+50円+300円（3枚分の発行手数料）で1050円かかってたんです。

この負担がなかなか大きかったんですね。

個人的には50円の小為替の発行に100円の手数料というのが、特に納得いきませんでした…。

その後上述の通り、2009年3月から50円刻みものと750円の小為替が発行されることになって手数料の負担は軽減されました。

しかし今、手数料10円の時代を知る身としては、たまに多額の定額小為替を必要とするときに「以前は1枚10円だったのにね…」と、ちょっと過去を懐かしみつつ妙な感慨にふけてしまうのです…。



## 令和2年 新春セミナー&新年交礼会



令和2年札幌支部新春セミナー&新年交礼会を、下記のとおり予定しています。

日時：令和2年1月10日（金）  
新春セミナー：15：00～17：00  
新年交礼会：17：00～19：00

場所：センチュリーロイヤルホテル（北5西5）

詳細は、ホームページ、かわら版等でお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。



## 事務局からの報告

## ●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.R 1. 7. 1	5940	武藤 康弘	南・北広島区
2.R 1. 7. 1	5943	足羽 隆三	中・西区 1
3.R 1. 7. 1	5948	安保 道隆	中・中央区2
4.R 1. 7. 1	5950	中川 貴晴	東・豊平区3
5.R 1. 7. 1	5951	草嶋 里香子	中・西区 2
6.R 1. 8. 1	5953	永森 勝幸	北・北区 1
7.R 1. 8. 1	5954	伊藤 薫	北・北区 3
8.R 1. 8. 1	5955	樋爪 昌之	北・北区 1
9.R 1. 8. 1	5958	星田 英治	中・中央区1
10.R 1. 8. 1	5960	沼上 剛人	中・中央区4
11.R 1. 8. 1	5961	飛田 春陽	中・中央区2
12.R 1. 8. 1	5962	藤崎 伸一	北・東区 2

## ●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1. R 1. 7.19 (日高へ移転)	5253	中本 淳	東・豊平区3
2.R 1. 7. 1	4637	美口 泰範	北・北区 1
3.R 1. 7.16	5698	住吉 耕一	東・豊平区1
4.R 1. 7.23	5456	松野 則和	北・東区 2
5. R 1. 7.29	4896	石飛 貞典	南・南区

\* 令和元年8月23日現在の会員数 991名、法人16

## ● お願い ●

研修等のご案内について、はがきのご案内を  
メール・FAXにての対応に順次変更して参ります。  
変更が可能な方は支部事務局までお知らせください。  
皆様のご協力をよろしくお願い致します。

## 編集後記

携わって2号目の会報です。まだまだ不慣れでいろいろあるんだなあと思いながら会報づくりをしています。暑さでふわっとした編集後記になっておりますが、皆様のお手元に届く頃にはこの暑さはもうなくなっているでしょうね。  
(藤岡利昭)

編集記事を見てびっくり、10月以降に施行される新制度が目白押しでした。今回掲載できなかった年金生活者支援給付金制度も10月1日からスタートします。  
(横内哲也)

今回はLGBTについての記事を担当しました。お読み頂けたら幸いです。次号もみなさんに興味を持ってもらえるような会報を作っていきたいと思います。  
(高橋 花)

今年ももう数か月で終わりますね。行政書士は、日々変わる法令や制度に敏感にならなくてはと思っております。会報が少しでも皆様の助けになればと思います。  
(渡部隆太)

仕事で高校生まで過ごした街に行く機会がありました。その街で過ごしたのは30年以上前のことなので色々変わっていたところも多かったのですが、商店街はなぜか時が止まったかのように昔のままでした。長い時を経て変わるものもあれば、変わらないものもある。秋の夜長、ちょっとノスタルジックな気分になるのも良いかもしれません。  
(吉田 充)

## 表紙解答

- |  |   |
|--|---|
| ①千歳神社<br>所在地：千歳市真町1番地<br>創建：万治元年(1658年)<br>例祭：9月2日             | ④丘珠神社<br>所在地：札幌市東区丘珠町183番地4<br>創建：明治15年(1882年)<br>例祭：9月15日    |
| ②石狩八幡神社<br>所在地：石狩市弁天町1番地<br>創建：安政5年(1858年)<br>例祭：9月15日に最も近い日曜日 | ⑤豊栄神社<br>所在地：恵庭市大町3丁目6-5<br>鎮座：明治7年(1874年)<br>例祭：9月20日        |
| ③江別神社<br>所在地：江別市秋ヶ岡1-1<br>創始：明治18年(1885年)<br>例祭：9月9日           | ⑥廣島神社<br>所在地：北広島市中央4丁目3番地1<br>創建：明治16年(1883年)<br>例祭：9月11日～12日 |

## 札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第154号 2019年9月26日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 越智 敦子 編集長 吉田 充

発行所 北海道行政書士会札幌支部  
札幌市中央区北1条西8丁目  
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ—  
北広島市西の里507番地の1  
TEL (011) 375-2116

頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>

ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>